公共サービスNews 2012/春

Contents

1面　トップニュース
先行事例に学び
都内初の「公契約条例」

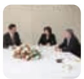
2・3面　座談会
「東日本大震災と公共サービス」
今こそ考えよう
公共サービス

4面　リポート
「点から面へ」の広がり
条例制定への機運高まる

4面　キャンペーン
公共サービス
キャンペーン2012

Top News | トップニュース

先行事例に学び 都内初の「公契約条例」

市長選での公約通り任期2年目で、「公契約条例」の制定を果たした東京都多摩市の阿部裕行市長。その経緯や特長についてうかがいました。

――選挙での公約に「公契約条例」「公共サービス基本条例」の制定を掲げられました。

阿部　市民のみなさんに安心して暮らしていただくには、まず地域経済の安定が必要です。ですから、自治体自らが「官製ワーキングプア」を生み出すようなことはあってはならないと強く思っていました。

そこで、労働者には適正な賃金による生活の安定を、事業主には適正な競争による経営の安定を、そして市民には安全かつ良質なサービスをもたらすことのできる「公契約条例」を掲げたのです。

さらに、「公共サービス基本条例」を制定して、公共サービスが「必要な時」に「必要な人」へ「確実に行き届く」基盤を整備していきたいと考えました。

――まさに有言実行。「公契約条例」は、昨年12月、多摩市議会で採択されました。全会一致というのもすばらしいですね。

阿部　本格化するきっかけとなったのは、昨年6月に市内で開催された「多摩市の公共サービス基本条例・公契約条例をめざすシンポジウム」です。この時、議員や労働組合のみなさんなど、多くの方々にご参加いただき、この条例の理念や意義について の理解を深めることができたのは大きかったと思います。制定に向けた機運を盛り上げるという点でも、非常に有意義なシンポジウムだったと感じています。

――シンポジウムには、日本で初めて「公契約条例」を制定した千葉県野田市の根本崇市長も駆けつけられました。

阿部　根本市長が講演の中で話された「条例はそれぞれの地域の実情に即した形でつくることが大切。制定時が完成形だと思わず、施行後も時代や経済状況に合わせて手直ししていけばよい」という言葉に、首長として背中を押されたように感じました。

また、多摩市職員は、条例制定の先輩である千葉県野田市や神奈川県川崎市にうかがい、じっくりと勉強させていただきました。そのおかげで、市民や関係者のみなさんに納得いただけるような事前説明会も行うことができました。先輩方には、とても感謝しています。

――今年は、「公契約条例」の輪がさらに広がりそうです。阿部市長から後に続こうとする首長にアドバイスをお願いします。

阿部　多摩市の場合は、策定段階から設置された「公契約制度に関する審査委員会」（学識経験者1名、事業者団体代表2名、労働団体代表2名で構成）の存在も大きかったと思います。雇用主側、労働者側の両方の意見を幅広く吸い上げて、条例に反映することができ、より多摩市の実情に沿った条例になったと思います。

当初、雇用主側には、「条例制定後は、すごく経費が増すのではないか」などの懸念が根強くありました。しかし、審査委員会の学識経験者（弁護士）の方が丁寧に説明をして下さったことで、雇用主のみなさんの不安も徐々に解消されていきました。地域のみなさんが納得のいく条例制定を進めることができたと思っています。こうしたとりくみが少しでも参考になれば幸いです。

――「公共サービス基本条例」についても期待しています。

阿部　私をはじめとした行政の務めは、地域のみなさんが「将来の夢を描ける」ビジョンづくりとその実現です。ビジョンづくりも視野に入れて、市民のみなさんと「公共サービス」のありようや、枠組みなどを議論していく場を増やしていくつもりです。

阿部裕行（あべ・ひろゆき）

東京都出身。日本新聞協会事務局次長兼経営業務部長を経て、2010年から東京都多摩市長。

Conversation | 座談会「東日本大震災と公共サービス」

今こそ考えよう 公共サービス

東日本大震災は、市民生活になくてはならない「公共サービス」に甚大な被害をもたらしました。その時、現場では何が起きていたのでしょうか?

今回の座談会では、「公共サービス」の現場に詳しいみなさんにお集まりいただき、被災地支援を通して見えてきた課題と、その解決のために必要な今後のとりくみについて語っていただきました。

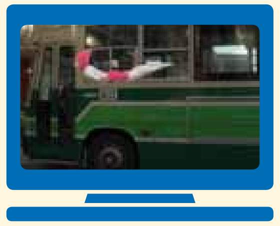

テレビCM「暮らしの精」(公務労協)

花村 東日本大震災以降、みなさん組織をあげてカンパやボランティア活動にとりくまれました。被災地支援を通して「公共サービス」のあるべき姿や課題などが見えてきたのではないでしょうか。

清野 連合秋田は、震災直後に「隣県がやるべきことを」と、連合山形、連合新潟と連携して災害対策本部を立ち上げました。まず考えたのはガソリンの供給でした。秋田県には、男鹿市にある油槽所からの「備蓄石油放出」を要請しました。

また、秋田空港が東京との窓口となったことを受け、「行政とタイアップしたい」と知事に申し入れ、物資の提供や「あきたこまち」の炊き出しなど、県と連合秋田が連携して支援活動を行いました。連合全体で3月からの半年間で3万5千人のボランティア参加ができたのは、最初から行政とともに「何ができるか」を考えたことが大きかったと思います。

縦横の連携と統率のとれた活動という点で、これからの「公共サービス」に通じるものがあるのではないかと感じました。

南部 私が支援で訪れた被災地区は、2005年に市町村合併が行われ、約100人いた職員は当時、支所に30人しかいませんでした。災害時には市役所本庁舎に集まり、災害対策本部から指示・命令を受けるというマニュアルでしたが、今回の震災では通信手段も道路も寸断され、職員ですら、「見放された」と思うほど孤立してしまいました。そんな中、支所には続々と住民が集まってくる。その時、職員は自動販売機を壊して、やっと飲み物の確保をしたというのです。そして、食料や衣料の確保、避難所運営など、職員がその都度判断をし、「ガバナンス」をつくっていったそうです。職員自らも家族の安否すら確認できない状況でしたが、「市の職員である使命感で頑張れた」といいます。自治労はこうした自治体職員の後方支援を行いました。4月から7月初旬までに2万3千人が自治労復興支援活動に参加しました。

花村 靖
(はなむら・きよし)

1979年農林水産省入省、96年全農林関東地方本部書記長、2004年全農林財政局長、06年同書記長。09年から公務労協副事務局長。

大震災で明らかになった「公共サービス」の弱体化

花村 自治体職員と民間労組の専門家や技術者たちが連携し、それぞれのスキルを生かした支援活動ができたというのはすばらしいですね。私の出身母体である国公連合の仲間も被災地に入りました。被災者からすると、自治体職員も国家公務員・独法職員も「公の人」です。国や自治体へのさまざまな苦情を「受け止める」ことからはじまる支援だったといいます。支援活動をしながら、あらためて「公」ということを考えるきっかけになったと思います。

伊藤 市町村が、今回の大災害にどう対応できたかという視点から見ると、震災以前から医療機関、福祉施設をはじめとする「公共サービス」の基盤の弱体化が進んでいたことが分かります。

小泉内閣の三位一体改革によって地方財政が悪化し、委託、民営化、指定管理者の導入というアウトソーシング化が進んだことが、弱体化の大きな要因ではないかと思います。単純に公務員数が減少しただけでなく、市町村合併で組織も縮小されたことで、支所管内の避難所の実態もつかめていなかったところもあります。

地域差もありますが、ライフラインの復旧やがれき処理についても、合併した市町村では中心部の対応が先行され、吸収された周辺部への対応は遅れたという話をよく聞きました。今後の復興過程では、「公共

南部 美智代
(なんぶ・みちよ)

1983年大阪市役所入職、2005年大阪市従業員労働組合書記長、06年自治労現業局次長、現業局長、政策局長を経て、現在総合政治政策局長。

サービス」の基盤づくりが大きなテーマとなると思います。

南部 自治労では、今回の大震災を受けて、パッカー車(ごみ収集車)やがれき撤去作業用の重機などが自治体にどのくらいあるかを調査しました。すると、多くの自治体では、民間委託が進み、ほとんど残っていないことがわかりました。

しかし大阪市では、委託が進んでいるものの、災害時などの対応に備えて、ごみ収集の一部を直営作業にしているため、今回も106台のパッカー車を送り込むという行政支援が可能でした。

伊藤 被災地では現場で働く技能労務系職員の配置が少ない自治体が目立ちました。パッカー車などの重機機材や、道路の補修作業をする直営の作業班がほとんどなかったことも復旧の障害になったようです。自治体の重要な仕事のバックアップの整備が不十分だったことが露呈し、自治体の重要機能は平常時から充実させておく必要性を痛感しました。

災害は、いつでも起こりえるので、危機管理体制をどうつくるかが大きな課題です。市民にとって分かりやすい危機管理体制を整えるには、責任分担を明確にしておくことが大事です。

また、もうひとつの課題として、専門職員の育成があります。とりわけ危機管理担当職員の育成は急務です。災害時だけでなく、新型インフルエンザなども含めて、危機管理が問われる時代なのですから。

花村 復興に向けて、「公共サービス」の充実がまさに急務ですね。公務労協では、格差の広がりや雇用情勢の悪化など、社会的な不安が広がる中、2009年から「公共サービスの質の向上」を掲げ、「公共サービス基本条例」の制定に向けて運動を進めています。

清野 連合秋田では、2009年の「公共サービス基本法」制定を機に、県でも条例制定を推進する方針を決定しました。豊かな地域社会の実現のためには、「公共サービス基本条例」と「公契約条例」が必要だということを、多くの人にわかってもらえるよう、とりくみを進めています。

2010年の県民会議発足を機に、秋田駅や市役所前などでの春季生活闘争の街頭宣伝と合わせ、県内でテレビCMも放送しました。「社会システムの改革」を考える上で、政策制度要求・実現と春季生活闘争は車の両輪のようなものです。そのことを県民、市民のみなさんにも少しでも分かってもらえれば、というのが発想の原点でした。「何かあったら電話してね」という街中での呼びかけとCMの放送で、相乗効果をあげることができたと実感しています。CMを見た人から、フリーダイヤルで問い合わせもありました。少しずつではありますが、理解が広がりつつあると感じています。

復興への道すじを示す「公共サービス基本条例」

伊藤 市町村では、1990年代から公共工事、委託の低価格競争が激しくなりました。その結果、中央の大手企業が落札して、地場産業、地域に根ざす産業が衰退しつつあり

伊藤 久雄
(いとう・ひさお)

1970年東京都入職、2003年自治労東京都本部書記次長、2006年東京自治研究センター事務局長を経て、現在東京自治研究センター研究員。

清野 彰
(せいの・あきら)

1980年小林工業株式会社入社、93年小林工業グループ労働組合事務局長、2000年連合秋田副事務局長を経て、03年から同事務局長。

ます。これでは災害時の復旧にも影響します。市町村段階では、「公契約条例」の必要性は、理解が得やすいのではないかと思います。

ただ、都道府県での制定には難しい面もあると率直に感じています。都道府県の事業、公共工事などは、市町村と比較すると非常に大規模で、多岐にわたります。とりわけ、委託や指定管理者の事業の種類が膨大です。それだけに、携わるスタッフの職種が多く、課題整理と議論に相当の時間がかかるのです。

ですから、都道府県段階では「公共サービス基本条例」で大枠を提示して、行政、市民、事業者などの合意を得て、市町村段階で「公契約条例」を制定するという考え方もあると思います。

南部 昨年末、東京都多摩市、神奈川県相模原市で「公契約条例」が相次いで採択され、全国で4例となったことで、具体的な条例制定へのとりくみをイメージできるようになりました。こうした条例化への動きが広がれば、当事者である住民のみなさんと一緒に「地域のビジョン」をも描くことができるようになりますね。

花村 そのような対話を生む「地域公共サービス市民会議」の構想こそ、「公共サービス基本条例」のポイントです。

復興への道すじを示すためにも、「公共サービス基本条例」の理念を広く知ってもらうことが重要ですね。いつでも、誰でもが安心して暮らせる公正・公平な社会の実現に向けて、息の長い運動をともに進めてまいりましょう。

Message | 応援メッセージ

公共サービスの充実のため働き手に十分なケアを

女性看護師が書いた被災地リポートを読んだ。避難所を訪問するとある男性が声を荒げたという。「あんた方はいいよ! 仕事もあるし、生活していけるんだろう!」。声の主は仕事も家族も失った人とわかり、その看護師はやり場のない怒りを30分ほど聴き、また次回の訪問を約束した。ところがそこからの帰り道、彼女は率直に自らの疲労を認め、こう述べる。「こうした精神状態では、冷静に支援活動を行なうのも難しくなってくる」。その通りだろう。

被災地のみならず、今、子育て、医療、介護などの公共サービスそれぞれの現場に、こういう状況の人が無数にいるはずだ。現場でサービスの与え手たちは、「感情も疲れも顔に出さず、ひたすら市民を支えるべき」と思っているのではないか。

しかし、冒頭の看護師の言葉にある通り、今、本当に必要なのは、サービスやケアのために働く人たちを支える体制やその人たちへの"心のケア"なのだ。それは、働く人たちへの"ごほうび"ではない。それがなければ、働き手たちはよいケアやサービスを提供できなくなるからだ。せめて「休養」「十分な評価」、そして「話を聴いてくれる人の確保」だけでも急ぎ整備されなければ、サービスの質は下がるばかりだ。「市民のためにも私たちへのケアを」と働き手たちが堂々と声を上げてくれることを望みたい。

香山リカ
(かやま・りか)

北海道出身。東京医科大学卒業後、神戸芸術工科大学助教授などを経て、現在は精神科医、立教大学現代心理学部映像身体学科教授を務める。メンタルヘルスの問題に関する執筆活動なども精力的に行っている。

みなさんの声をお寄せください!
web@komu-rokyo.jp

Report | リポート

「点から面へ」の広がり 条例制定への機運高まる

「公共サービス基本条例」や「公契約条例」の制定に向けて、各地で行われている「公共サービスキャンペーン」。今回は、その活動の一例として、「2011年度モデル公務労協」である徳島公務労協のとりくみを紹介します。

徳島県では、連合徳島が設置した「良質な公共サービスの確立を求める徳島県連絡協議会」を軸に、「公共サービス基本条例」「公契約条例」の制定に向けてとりくみを進めてきました。

昨年11月5日、徳島市内で、「徳島県の公共サービス基本条例・公契約条例をめざすシンポジウム」を開催。集まった約200人の参加者の中には、20人を超える自治体関係者の姿も見られ、活動の広がりを感じさせました。

これは連合徳島・小松義明会長が先頭に立ち、徳島県をはじめ、県下25の全市町村に、シンポジウムへの参加要請を行うなど積極的に活動したことが生きたものです。

シンポジウム第一部では、全国で初めて「公契約条例」を制定した千葉県野田市の根本崇市長が「なぜ、公契約条例が必要か」と題して講演。条例化を考えたきっかけから、改定を続けている経過などを、条文の具体例を示しながら語りました。

第二部では、藤岡一雄徳島県公務労協議長をコーディネーターに、根本崇氏、澤井勝氏（奈良女子大学名誉教授）、新居良雄氏（フレッセ全徳島建設労組書記長）、庄野昌彦氏（徳島県会議員）のパネリストが白熱した議論を行いました。

パネリストを務めた庄野氏は、この時の議論を踏まえ、その後の定例県議会において、同条例制定の提起を行いました。

今回のシンポジウムは、昨年6月、同じ趣旨で開催された東京都多摩市のシンポジウムを参考に企画されたものです。また、開催にあたって、四国各県の地方連合に参加を呼びかけるなど、運動は「点から面へ」の広がりを見せてきています。

Campaign | キャンペーン

公共サービス キャンペーン2012

公務労協の「公共サービスキャンペーン」の成果の一つである「公共サービス基本法」が2009年5月に制定されて以降、全国の自治体で「公共サービス基本条例」「公契約条例」を制定するとりくみを進めています。

1.「公契約条例・公共サービス基本条例の制定をめざす会」の結成

条例制定に向けて、各都道府県の地方連合会、地方公務労協、民間労組や地域のNPO、有識者、地方議会議員、市民など幅広い関係者が参加する会を結成します。

2. 全国で集会・シンポジウムの開催

3月1日、東京で「東日本大震災で見えてきた公共サービスの現状と課題」をテーマに開催するシンポジウムを皮切りに、各都道府県で集会やシンポジウムを開催し、条例制定へ向けた一層の理解を広げます。

3. 各地での活動紹介

公務労協のホームページ、広報チラシ・パンフレットなどを通じて、「公共サービス基本条例」「公契約条例」に関する各地のとりくみを紹介します。

2003年	●公務労協結成(10/15)
2004年	●「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会」発足(11/22)
2006年	●研究会最終報告(10/16) ●研究会最終報告発表シンポジウム(12/6)
2007年	●より良い公務と公共サービスをめざす国民対話集会(2/22) ●「公共サービス憲章」請願署名運動実施(約332万筆を衆参両院議長に提出) ●「公共サービス憲章」制定を求める中央集会(7/3)
2008年	●「公共サービス基本法制定」を求める中央集会(2/14)
2009年	●「公共サービス基本法」制定(5/20公布、7/20施行) ●公共サービス基本法でともに生きる社会をつくる集い(6/19) ●千葉県野田市で公契約条例制定(9/30公布、2/1施行)
2010年	●公共サービス基本条例制定を求めるとりくみスタート ●良い社会をつくる公共サービスキャンペーン開始中央集会(2/22) ●シンポジウム「公共サービス基本条例を考える」(4/19) ●神奈川県川崎市で公契約条例制定(12/21一部改正、4/1施行)
2011年	●公契約条例と公共サービス基本条例制定をめざす中央集会(2/23) ●東京都多摩市で公契約条例制定(12/22公布、4/1施行) ●神奈川県相模原市で公契約条例制定(12/26公布、4/1施行)

より詳しい情報はHPをご覧ください！ http://www.komu-rokyo.jp/campaign/

発行：公務公共サービス労働組合協議会　〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11総評会館5F　TEL.03-3251-7799　FAX.03-3251-7794　info@komu-rokyo.jp　http://www.komu-rokyo.jp/